



下呂市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

下呂市長 山内



令和8年下呂市告示第113号

## 下呂市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱

下呂市生活困窮者住居確保給付金事業実施要綱（平成27年下呂市告示第142号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、離職若しくは自営業の廃業（以下「離職等」という。）又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した者又は喪失するおそれのある者に対し、住居及び就労機会の確保又は家計の改善に向けた支援を行うため、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給することについて、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「法規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） やむを得ない休業等 個人の責に帰すべき理由又は都合によらない就業機会等の減少をいう。
- （2） 家賃補助 住居確保給付金であって、法第3条第3項第1号に規定する者に対して支給する家賃に対する補助をいう。
- （3） 転居費用補助 住居確保給付金であって、法第3条第3項第2号に規定する者に対して支給する新たな住居の確保に要する費用に対する補助をいう。
- （4） 常用就職 期間の定めがない労働契約又は6月以上の労働契約による就職をいう。
- （5） 家賃額 住居確保給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）が賃借する住宅の1月当たりの家賃額をいう。ただし、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の4（1）ア及びオに規定する住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準額」という。）を上限とする。

- (6) 不動産仲介業者等 不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。
- (7) 公共職業安定所等 公共職業安定所又は職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する地方公共団体若しくは職業紹介事業者であつて無料の職業紹介を行う者をいう。
- (8) 自立相談支援機関 市が設置する下呂市生活困窮者自立支援相談所「生活サポート相談センターすまいるげろ」又は市から委託された法に基づく事業を実施する法人若しくは団体をいう。
- (9) 世帯収入額 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（以下「支給申請者等」という。）の収入の合計額をいう。
- (10) 住居喪失 支給申請者等のいずれもが、求職活動等を行うに当たって居住可能な住宅を所有していないことをいう。

（実施体制）

第3条 生活困窮者住居確保給付金事業（以下「本事業」という。）は、申請者が住居喪失した者であり新規に賃貸住宅を賃借する場合は、新たな居住地が所在する福祉事務所において実施するものとし、申請者が住居喪失のおそれのある者であり現に賃貸住宅を賃借している場合は、現居住地に所在する福祉事務所において実施するものとする。

2 本事業の実施主体は、市とする。ただし、支給審査及び支給決定等の支給事務は、市福祉事務所において実施するものとし、本給付金の相談受付業務及び受給中の面接等の窓口業務並びに自立支援計画の作成等は、自立相談支援機関において実施するものとする。

（支給対象者）

第4条 支給対象者は、次の各号に掲げる住居確保給付金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 家賃補助 生活困窮者であつて、第8条第1項の規定による支給の申請の日（以下「申請日」という。）において、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす者

ア 離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった生活困窮者であつて、生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者（以下「生活困窮者等」という。）のいずれもが、住居喪失した又は住居喪失のおそれがある者であること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 申請日において、離職等の日から2年以内（当該期間に、疾病、負傷、育児その他市長がやむを得ないと認める事情（以下「疾病、負傷、育児等のやむを得ない事情」という。）により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算され

た期間が4年を超えるときは、4年以内とする。) であること。

(イ) 申請日の属する月において、やむを得ない休業等により当該個人の就業状況が離職等と同程度の状況であること。

ウ 離職等の日又は申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

エ 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行っている又は行う予定があること。ただし、イ(イ)に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、申請日の属する月から起算して3月間(支給期間を延長する場合であって、引き続き当該活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは6月間)に限り、当該活動を行うことをもって、求職活動に代えることができる。

オ 申請日の属する月における世帯収入額が、申請日の属する年度(申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の下呂市税条例(平成16年下呂市条例第58号)第24条第2項に規定する市民税均等割が非課税となる所得額に給与所得控除額を加えて得た額に12分の1を乗じた額(以下「基準額」という。)に当該生活困窮者の居住する賃貸住宅の家賃額(住宅扶助基準額を上限とする。)を加算した額(以下「収入基準額」という。)を超えないこと。

カ 申請日における生活困窮者等の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円)以下であること。

キ 生活困窮者等のいずれもが、自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付を受けていないこと。

ク 生活困窮者等のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(2) 転居費用補助 生活困窮者であつて、申請日において、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす者

ア 生活困窮者と同一の世帯に属する者の死亡又は生活困窮者等の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失した又は住居喪失のおそれのある者であること。

イ 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。

ウ 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。

エ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額に当該生活困窮者の居住する住宅の家賃額を加算した額以下であること。ただし、当該生活困窮者が持家である住宅等に居住している

場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準額を超える場合は、住宅扶助基準額であること。

オ 申請日における生活困窮者等の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円）以下であること。

カ 生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その捻出が困難であると認められること。

(ア) 転居に伴い生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が減少し（当該生活困窮者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。

(イ) 転居に伴い生活困窮者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が増加する（当該生活困窮者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

キ 生活困窮者等のいずれもが、自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付を受けていないこと。

ク 生活困窮者等のいずれもが、暴力団員でないこと。

(支給額等)

第5条 住居確保給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 家賃補助 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

ア 申請日の属する月における世帯収入額が基準額以下の場合 当該生活困窮者が賃借する住宅の家賃額（住宅扶助基準額を上限とする。）

イ 申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合 基準額と当該生活困窮者が賃借する住宅の家賃額を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

(2) 転居費用補助 生活困窮者が実際に転居に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費に相当する額。ただし、転居先の住居が所在する市町村の住宅扶助基準額に3を乗じて得た額を上限とする。

ア 転居先への家財の運搬費用

イ 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料及び住宅保険料をいう。）

ウ ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む。）

エ 鍵交換費用

2 前項第1号の規定により算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとし、算出した額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

(支給期間)

第6条 家賃補助の支給期間は3月を限度とし、1月ごとに支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第11条に規定する受給者が支給期間中に常用就職できなかった場合であって、同条に規定する求職活動を誠実かつ熱心に継続していたときは、第4条第1号ア及びウからクまでに定める要件を満たしている者に限り、申請により、3月を限度として支給期間を2回まで延長することができる。この場合において、当該延長期間における支給額は、前条第1項第1号中「申請日」を「第6条第2項の規定による支給期間延長の申請の日」と読み替えて同号により算出した額とする。

(支給開始月)

第7条 家賃補助の支給は、新規に住宅を賃借する者にあつては入居契約に際して初期費用として支払を要する家賃の翌月以後の家賃相当分から、現に住宅を賃借している者にあつては申請日の属する月に支払う家賃相当分から、開始するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、転居費用補助を受給して転居した後に家賃補助の申請及び受給をする場合であつて受給者が希望するときは、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用の支払を要する時点から支給を開始することができるものとする。この場合において、初回の支給を実施した月を支給期間の1月分とみなすものとする。

(支給申請)

第8条 住居確保給付金の支給を受けようとする支給対象者(以下「支給申請者」という。)は、別に定める生活困窮者住居確保給付金支給申請書(以下「申請書」という。)に必要事項を記載し、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家賃補助 次の各号に掲げる書類

ア 運転免許証、個人番号カード、旅券その他本人を証する書類の写し

イ 2年以内に離職等したことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由又は都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等の場合と同程度の状況にあることを確認できる書類の写し

ウ 支給申請者のうち収入がある者について、その収入が確認できる書類の写し

エ 支給申請者の金融機関の通帳等の写し

オ 公共職業安定所等から交付を受けた求職申込をしていること及び雇用施策による貸付け等を利用していないことを証明する書類並びに求職受付票の写し

カ 支給申請者が居住し、又は居住することとなる住宅に係る賃貸借契約書の写し

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 転居費用補助 次の各号に掲げる書類

ア 運転免許証、個人番号カード、旅券その他本人を証する書類の写し

イ 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡又は支給申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

ウ 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類

エ 支給申請者のうち収入がある者について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

オ 支給申請者の金融機関の通帳等の写し

カ 家計改善支援事業者が交付した要転居証明書

キ 支給申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等をいう。）の月額を確認できる書類の写し

ク 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 家賃補助の申請者であって住居喪失した者又は転居費用補助の申請者は、前項の規定による申請後、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示し、当該不動産仲介業者等を介して住宅を確保した後、当該不動産仲介業者等から交付を受けた別に定める入居予定住宅に関する状況通知書（以下「予定住宅通知書」という。）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

3 家賃補助の申請者であって住居喪失のおそれのある者は、第1項の規定による申請後、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者（以下「貸主等」という。）に申請書の写しを提示し、当該貸主等から交付を受けた別に定める入居住宅に関する状況通知書（以下「住宅状況通知書」という。）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

（支給決定）

第9条 前条の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、住居確保給付金の支給の可否を決定し、別に定める住居確保給付金支給決定通知書（以下「支給決定通知書」という。）又は住居確保給付金不支給通知書（以下「不支給通知書」という。）により、支給申請者に通知するものとする。

2 転居費用補助に係る支給決定を受けた支給申請者は、住宅入居日から7日以内に、別に定める住居確保報告書に必要事項を記載し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し

(2) 新住所における住民票の写し

(3) 第5条第1項第2号アからエまでに規定する経費について、実際に支払った額を証する書類

(支給方法)

第10条 家賃補助の支給及び転居費用補助のうち転居先の住宅に係る初期費用（以下「初期費用」という。）の支給は、直接、前条の規定による住居確保給付金の支給を可とする決定（以下「支給決定」という。）に係る賃貸住宅の貸主等の金融機関口座に振り込む方法によるものとする。ただし、支給決定を受けた支給申請者（以下「受給者」という。）を経ずに確実に当該支給決定に係る賃貸住宅の貸主に支払われることが確保できる場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、受給者が次の各号に掲げる方法により家賃を支払うこととなっている場合であって、市長が特に必要と認める場合には、受給者の口座へ振り込むものとする。

(1) クレジットカードを使用する方法

(2) 賃貸住宅の借入人の委託を受けて当該借入人の家賃の支払に係る債務を保証することを業として行う者が当該受給者に代わって当該債務の弁済をする方法（家賃補助の場合に限る。）

(3) 納付書により納付する方法

3 転居費用補助のうち初期費用以外の支給は、個々の状況に応じて、支給決定に係る賃貸住宅の貸主等の金融機関口座又は受給者の口座に振り込む方法によるものとする。

(求職活動)

第11条 家賃補助の受給者は、支給期間中に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める求職活動を行わなければならない。

(1) 公共職業安定所等での求職活動を行う受給者（次号に掲げる者を除く。） 次の各号に掲げる求職活動

ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 月2回以上、公共職業安定所で職業相談を受け、職業相談確認票に公共職業安定所の確認印を受けること。

ウ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

(2) 自立に向けた活動を行う受給者 次の各号に掲げる求職活動

ア 月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 原則として月1回以上、経営相談先で面談等の支援を受けること。

ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

(支給額の変更)

第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、受給者からの申請により、住居確保給付金の支給額を変更することができる。

- (1) 家賃補助の受給者であって、支給決定に係る賃貸住宅の家賃額が変更された場合
- (2) 家賃補助の受給者が第5条第1項第1号イにより算出された支給を受けている場合で、支給期間中に受給者及び受給者同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）の収入が減少した結果、受給者等の収入の合計額が基準額を下回り、かつ、支給額が住宅扶助基準額に基づく上限額に達していない場合
- (3) 家賃補助の受給者が受給者の責めによらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関の指導により市内での転居が必要であると認められる場合
- (4) 転居費用補助の受給者であって、受給者の支払った額（支給対象経費として社会通念上妥当であると認められる額に限る。）が支給額を上回り、かつ、当該支給額が住宅扶助基準額に基づく上限額に達していない場合

（支給の中断及び再開）

第13条 市長は、受給者が家賃補助を受給中に、疾病又は負傷により、第11条に規定する求職活動を行うことができなかつた場合には、当該受給者からの申請により、家賃補助の支給を中断するものとする。

2 市長は、前項の規定により家賃補助の支給を中断した場合において、当該中断に係る期間（以下「中断期間」という。）中、原則として月1回、当該中断をした家賃補助の受給者（以下「中断者」という。）から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、第11条に規定する求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

3 市長は、中断者が心身の回復により第11条に規定する求職活動を再開できるときは、当該中断者からの申請により、家賃補助の支給を再開するものとする。ただし、再開後の支給期間は、中断前の支給期間と合わせて9月を超えることができない。

（支給の中止）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める月の家賃相当分から家賃補助の支給を中止するものとする。

- (1) 家賃補助の受給者が、第11条に規定する求職活動を怠つた場合又は自立相談支援機関の指示に従わない場合 原則として当該事実が判明した日の属する月の家賃相当分
- (2) 家賃補助の受給者が、常用就職（申請日前後の常用就職を含む。）し、又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ、就労に伴い得られた収入が、収入基準額を超える場合 原則として収入基準額を超える収入が得られた月の家賃相当分
- (3) 家賃補助の受給者が、支給決定後に、住宅から退去した場合（第12条第3号に規定する場合を除く。） 原則として退去した日の属する月の翌月の家賃相当分
- (4) 家賃補助の受給者が、虚偽の申請等により家賃補助の不適正な受給をしていた場合 当該事実が判明した日以後最初に支払うべき月の家賃相当分

- (5) 家賃補助の受給者が、支給決定後に、拘禁刑以上の刑に処せられた場合 当該事実が判明した日以後最初に支払うべき月の家賃相当分
- (6) 家賃補助の受給者等が、暴力団員であると判明した場合、当該事実が判明した日以後最初に支払うべき月の家賃相当分
- (7) 家賃補助の受給者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費を受給した場合 市長が定める月の家賃相当分
- (8) 支給決定後、家賃補助の受給者が疾病、負傷、育児等のやむを得ない事情により、家賃補助の支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合 2年を経過した日の属する月の家賃相当分
- (9) 中断期間中において、中断者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合 原則として当該事実が判明した日の属する月の家賃相当分
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が支給を中止することが必要と認める場合 市長が定める月の家賃相当分

2 市長は、前項の規定により家賃補助の支給を中止するときは、別に定める住居確保給付金支給中止通知書により家賃補助の受給者に通知するものとする。

(再支給)

第15条 家賃補助の受給者が、受給中又は受給期間終了後に、常用就職し、又は給与その他業務上の収入を得る機会が増加した後、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該受給者が当該家賃補助の支給が終了した月の翌月の初日から起算して1年を経過している場合であって、第4条第1号の規定による支給対象者（前条第1項第1号又は第4号の規定により、家賃補助の支給が中止となった者を除く。）に該当するときは、家賃補助を再支給することができるものとする。

- (1) 新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合により離職したとき。
- (2) 廃業（受給者の責に帰すべき理由又は都合によるものを除く。）したとき。
- (3) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該受給者の責めに帰すべき理由又は都合によらないで減少したとき。

2 転居費用補助の受給者が、受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡又は受給者等の離職、休業等（受給者の責に帰すべき理由又は都合によるものを除く。）により世帯収入が著しく減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、第4条第2号の規定による支給対象者に該当するときは、転居費用補助を再支給できるものとする。

(暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等の排除)

第16条 市長は、住居確保給付金の支給の可否を決定する前に、住居確保給付金の申請に係る不動

産仲介業者等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する者であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、これらの書類を受理しないものとする。

2 前項の場合において、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- (9) 暴力団員等である個人又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

3 市長は、支給決定に係る不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する者であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対する住居確保給付金の振込を中止するものとする。

(返還)

第17条 市長は、偽りその他不正の手段により住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、その者に対し、既に支給した住居確保給付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(様式)

第18条 住居確保給付金に関する事務について必要な様式は、別に定める様式による。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

